

# 第11回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年3月26日(木曜日)  
午前11時(受付開始 午前10時30分)

場所

東京都港区六本木三丁目2番1号  
住友不動産六本木グランドタワー9階  
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomA

決議  
事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動報酬の導入及び報酬額改定の件  
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2026年3月25日(水曜日)午後5時まで

## 株主の皆様へのお願い

- ・お土産のご用意はございません。
- ・株主総会後の株主様向け会社説明会はございません。

本総会へのご出席を控える株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。なお、株主総会当日までの状況の変化により、これらの内容を変更する場合は、当社ウェブサイトに変更後の内容を掲載させていただきます。

株式会社東京通信グループ

証券コード：7359

証券コード7359  
2026年3月10日  
(電子提供措置の開始日 2026年3月4日)

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号  
住友不動産六本木グランドタワー22階

**株式会社東京通信グループ**

代表取締役社長CEO 古 屋 佑 樹

## 第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://tokyo-tsushin.com/ir/library/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2026年3月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

- ・お土産のご用意はございません。
- ・株主総会後の株主様向け会社説明会はございません。

本総会へのご出席を控える株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただきますようお願い申しあげます。なお、株主総会当日までの状況の変化により、これらの内容を変更する場合は、当社ウェブサイトに変更後の内容を掲載させていただきます。

## 記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分）  
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階  
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomA

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第11期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動報酬の導入及び報酬額改定の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

### 4. 議決権行使についてのご案内

#### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年3月25日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。

#### (2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の【インターネット等による議決権行使について】をご高覧の上、2026年3月25日（水曜日）午後5時までに行使してください。

以 上

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりませんので、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内



## 郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

▶ 行使期限：2026年 3月25日（水曜日）午後5時 到着分まで

議決権行使書のご記入方法  
(議決権行使書用紙イメージ)

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 席

御中

××××年 ×月××日

議案	第1号 議案	第2号 議案	第3号 議案	第4号 議案	第5号 議案
賛	○	○	○	○	○
否	○	○	○	○	○

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案	第1号 議案 (下の候補 者を除く)	第2号 議案 (下の候補 者を除く)	第3号 議案	第4号 議案	第5号 議案
賛 否 表示 欄	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否

### 【第1・2号議案】

- 全ての候補者に賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
- 全ての候補者を否認する場合 → “否”を○で囲んでください。
- 一部の候補者を否認する場合 → “賛”を○で囲み、否認する候補者の番号を欄内に記載してください。

### 【第3・4・5号議案】

- 賛成の場合 → “賛”を○で囲んでください。
- 否認する場合 → “否”を○で囲んでください。

※議案につきまして、賛否の表示がない場合は、“賛”の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



## インターネット等で議決権を行使される場合

パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

▶ 行使期限：2026年 3月25日（水曜日）午後5時まで

# インターネット等による議決権行使について

## 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等によって議決権を行使する場合は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

### パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

### スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下のQRコードを読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。



「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 議決権行使のお取り扱い

書面とインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使は、2026年3月25日(水曜日)午後5時までに行使されるようお願いいたします。

### お問合わせ

### パソコン・スマートフォンの操作方法に関するお問合わせ先

■ 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部

電話 0120 (768) 524

受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00

■ その他株式に関するご質問等は、下記にお問合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部

電話 0120 (288) 324

受付時間 平日 9:00~17:00

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	再任 ふるや ゆうき 古屋 佑樹 (1986年11月14日生)	2009年4月 株式会社シーイー・モバイル（現株式会社CAM）入社 2015年5月 当社設立、代表取締役社長（現任）	385,400株

(取締役候補者とした理由)

古屋佑樹氏は、当社の創業者であり、当社事業の開発、運用に至るまで豊富な経験と知識を有しております。また、当社の代表取締役社長CEOとして経営方針や事業戦略の立案、決定及びその遂行において重要な役割を果たしていることから、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>そとかわ ゆずる</small> <b>外川 穰</b> (1971年12月29日生)	1994年4月 株式会社博報堂入社 2000年3月 株式会社サイバーエージェント入社 2000年5月 株式会社シーエー・モバイル（現株式会社CAM）設立、代表取締役社長 2003年12月 株式会社サイバーエージェント専務取締役 2015年12月 当社代表取締役会長 2019年9月 株式会社ブリーチ社外取締役（現任） 2022年3月 当社取締役会長（現任） 2022年11月 basepartners2号投資事業有限責任組合無限責任組合員（現任）	一株

（取締役候補者とした理由）

外川穰氏は、当社の創業期より、代表取締役会長及び取締役会長としてこれまでの業績の成長を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてまいりました。その知識と見識を活かし、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>あかほり まさひこ</small> 赤堀 政彦 (1985年7月4日生)	2009年4月 株式会社シーイー・モバイル（現株式会社CAM）入社 2010年9月 セレンディップ・コンサルティング株式会社（現セレンディップ・ホールディングス株式会社）入社 2016年3月 同社取締役 2018年6月 株式会社MIEコーポレーション社外取締役 2019年5月 株式会社マネジメントソリューションズ入社 2020年2月 元嵩管理顧問股份有限公司監察人 2020年6月 株式会社グローバルウェイ取締役 2022年3月 当社取締役 2022年6月 株式会社グローバルウェイ取締役（監査等委員）（現任） 2022年7月 当社取締役CFO（現任）	14,400株

（取締役候補者とした理由）

赤堀政彦氏は、企業投資、経営再建等の豊富な実務経験及び高い能力・見識を有しているとともに、当社の取締役CFOとして資本政策及び経営管理業務全般を管掌し、当社の成長を牽引してきたことから、今後も経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>つかもと しんじ</small> 塚本 信二 (1970年12月1日生)	1993年4月 三井物産株式会社入社 1999年10月 クリティカルパス・ジャパン株式会社代表取締役社長、米国本社バイスプレジデント 2003年6月 日本マイクロソフト株式会社入社 マイクロソフト アドバタイジング ジャパンカンントリーマネージャー 2007年3月 ライムライト・ネットワークス・ジャパン株式会社代表取締役社長、米国本社バイスプレジデント 2012年3月 アマゾンジャパン合同会社入社 アマゾンメディアグループ ジャパンカンントリーマネージャー 2015年5月 米ダフル インク設立、ダフル インターナショナル プレジデント 2019年6月 アマゾンジャパン合同会社 アマゾン アドジャパンカンントリーマネージャー 2022年1月 アマゾン バイスプレジデント、アマゾンアド アジア太平洋地区統括 2023年3月 米パーセフォニ Global Chief Commercial Officer 本社最高商務責任者兼アジア太平洋地区プレジデント (現任) 2023年4月 当社社外取締役 (現任)	一株

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)

塚本信二氏は、マーケティング・広告領域における経営・マネジメント経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化に資する人材であると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、塚本信二氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年となります。

また、当社は、塚本信二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.候補者外川 穰氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。同氏は、当社の親会社等である株式会社トラストホールディングスにおいて代表取締役の地位にあります。
- 3.古屋 佑樹氏、外川 穰氏、赤堀 政彦氏及び塚本 信二氏の4名は、現在、当社の取締役であり、その当社における地位、担当及び重要な兼職は、事業報告の「4.会社役員に関する事項（1）取締役の氏名等」に記載のとおりであります。
- 4.当社と塚本 信二氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。本総会において同氏が再任された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。
- 5.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各取締役候補者が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告の「4.会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 芝崎 香琴 (1976年6月28日生)	2000年10月 中央青山監査法人入所 2006年8月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2016年10月 芝崎香琴公認会計士事務所代表（現任） 2018年10月 当社常勤監査役 2022年3月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）	一株

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）

芝崎香琴氏は、公認会計士であり、その経歴を通じて培った財務・会計や内部統制等に関する経験、見識からの視点に基づく助言、牽制を期待して、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、芝崎香琴氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年となります。

また、当社は、芝崎香琴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">たかはし よしんど 高橋 由人 (1940年3月9日生)</p>	<p>1962年4月 野村証券株式会社入社  1985年12月 株式会社野村総合研究所取締役  1994年6月 同社取締役副社長  1996年6月 同社顧問  財団法人野村マネジメントスクール学長  2000年7月 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ顧問  (現任)  2000年12月 株式会社ネットプライス(現BEENOS株式会  社) 監査役  2007年8月 株式会社セレス監査役  2015年12月 BEENOS株式会社社外取締役(監査等委員)  2018年10月 当社監査役  2021年3月 株式会社セレス社外取締役(監査等委員)(現  任)  2022年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)</p>	一株

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)

高橋由人氏は、金融機関を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を有しております。その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、高橋由人氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年となります。

また、当社は、高橋由人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	再任 くしだ のりあき 串田 規明 (1975年11月11日生)	2004年10月 株式会社シーイー・モバイル（現株式会社CAM）入社 2014年12月 加藤・西田・長谷川法律事務所入所 2017年2月 法律事務所スタートライン代表（現任） 2017年4月 株式会社マクアケ社外監査役 2018年10月 当社監査役 2020年12月 株式会社マクアケ社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	一株

（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）

串田規明氏は、弁護士であり、その経歴を通じて培った企業法務に関する経験、見識からの視点に基づく助言、牽制を期待して、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、串田規明氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年となります。

また、当社は、串田規明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定です。

（注）1.各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.芝崎 香琴氏、高橋 由人氏及び串田 規明氏の3名は、現在、当社の監査等委員である取締役であり、その当社における地位、担当及び重要な兼職は、事業報告の「4.会社役員に関する事項（1）取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

3.当社と芝崎 香琴氏、高橋 由人氏及び串田 規明氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。本総会において芝崎 香琴氏、高橋 由人氏及び串田 規明氏が再任された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。

4.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。各取締役候補者が監査等委員である取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告の「4.会社役員に関する事項（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2024年3月28日開催の第9回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役寺田智映子氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。また、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
寺田 智映子 旧姓 三井 智映子 (1982年10月12日生)	2012年7月 株式会社フィスコ（業務提携） 2020年4月 金融アナリストとして独立 2021年6月 株式会社オフィスはる代表取締役（現任） 2021年11月 株式会社イベントス取締役 2021年11月 日本PCサービス株式会社社外取締役（現任） 2024年9月 株式会社イベントス代表取締役（現任）	一株

(補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)

寺田智映子氏は、金融アナリストであり、その経歴を通じて培った経験、見識からの視点に基づく助言、牽制を期待して、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

また、当社は、寺田智映子氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1.候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2.寺田智映子氏は、旧姓の三井智映子を職務上の氏名としております。  
3.寺田智映子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。  
4.当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社役員を含む被保険者の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。寺田智映子氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者になります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。当該契約の内容は、事業報告の「4.会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動報酬の導入及び報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。本議案において以下同じ。）の報酬額は、2022年3月28日開催の第7回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経営環境の変化など諸般の事情を考慮するとともに業績に対する取締役の経営責任を明確にするため、取締役の報酬体系に新たに後記の算定方法による業績連動報酬（2026年12月期以後の各事業年度の業績を対象とするものとする）を導入し、固定報酬と業績連動報酬とを合計した報酬額を年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）といたしたいと存じます。なお、2023年3月30日開催の第8回定時株主総会において、前記の取締役の報酬額とは別枠で、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額50百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）とご承認いただいておりますが、本議案に基づく改定後の当社の取締役の報酬額にも、当該ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等は含まれないものとしたしたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、独立社外取締役の意見を聴取した上で取締役会において決定しており、相当であるものと判断しております。また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

本議案が承認された場合の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針については、固定報酬については事業報告「4. 会社役員に関する事項(4)当事業年度に係る取締役の報酬等の額①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の基本方針を継続することを予定しており、また当該決定方針に基づき決定した各取締役の月額報酬を用いて各取締役の業績連動報酬が算定されることとなります。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役は1名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は引き続き4名（うち社外取締役は1名）となります。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。本議案において以下同じ。）の報酬額は、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動報酬の導入及び報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）となります。今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を強めるインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）といたしたいと存じます。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。なお、2023年3月30日開催の第8回定時株主総会において、前記の取締役の報酬額とは別枠で、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額50百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）とご承認いただいておりますが、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与のための報酬額にも、当該ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等は含まれないものといたしたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年300,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。

また、本議案は、上記の目的に照らし、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、独立社外取締役の意見を聴取した上で取締役会において決定しており、相当であるものと判断しております。また、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

当社は、2022年3月28日開催の当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告「4. 会社役員に関する事項(4)当事業年度に係る取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合、本議案にてご承認をお願いする譲渡制限付株式報酬の導入に伴う所要の変更を行うことを予定しております。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役は1名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は引き続き4名（うち社外取締役は1名）となります。

#### 【本割当契約の内容の概要】

##### （1）譲渡制限期間

取締役は、本割当契約により割当を受けた日より1年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

##### （2）退任又は退職時の取扱い

取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役員職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合（任期満了、死亡による退任又は退職を含む。）、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役員職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

##### （4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （5）業績条件不達成の場合の取扱い

当社の取締役会において予め業績条件を設定した場合において、当該業績条件を達成することができなかった場合、当社は、本割当契約の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって当然に無償で取得する。

##### （6）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

# 事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかな回復が期待される一方、米国の通商政策の影響による景気下振れリスクが高まっております。加えて、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響等もが国の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意が必要であり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが事業展開するインターネット広告市場においては、社会のデジタル化を背景に、2024年のインターネット広告費は前年比9.6%増の3兆6,517億円<sup>(※1)</sup>となりました。また、インターネット広告費のうち、インターネット広告媒体費は、動画サービスにおける利用者数・利用時間が増加したことで、前年比10.2%増の2兆9,611億円<sup>(※1)</sup>となっております。

このような事業環境の中で、当社グループは、「創造によって世界中のエモーションを刺激する」というパーパスの実現に向けて、ビジョンに「Digital Well-Being」を掲げ、インターネットを通じて人々の心を豊かにするサービスを創造し続けることによって企業価値の持続的な向上を図っております。

当連結会計年度における連結業績につきましては、新規事業への投資方針を見直し、主力事業へ経営資源を集中したことなどにより収益構造が改善し、損益の各段階において利益水準が大きく向上いたしました。

メディア事業においては、スマートフォンゲームアプリの取り組みが着実に成果を上げ、2つのタイトルがApp Store及びGoogle Play（無料ゲーム）ランキングで第1位を獲得いたしました。当期における一連の取り組みを通じて、ヒットタイトル創出における再現性は従前よりも一層向上し、同事業の競争力及び収益基盤の強化につながっております。

エンタメテック領域では、サービス内容の改善及び収益構造の見直しが奏功し、プラットフォーム事業におけるエンタメテック事業の営業利益は5四半期連続で黒字を計上いたしました。その他区分におけるファンクラブビジネス事業についても、当連結会計年度を通じて営業利益の黒字を確保し、収益性の改善が定着しつつあります。

さらに、投資事業においては投資有価証券の売却を複数実施し、営業外収益に計上した売却益は計5億29百万円となるなど、連結業績に大きく寄与いたしました。

これらの取り組みの成果として、各事業の業績は当初計画を上回って推移し、通期連結業績予想については計4回の上方修正を実施いたしました。また、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、2015年の創業以来、過去最高を更新しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は62億19百万円（前期比6.1%増）、営業利益は1億95百万円（前期は営業損失2億30百万円）、経常利益は6億65百万円（前期は経常損失2億11百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億30百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失4億13百万円）、EBITDA（営業利益+のれん償却費+減価償却費）は5億56百万円（前期比262.0%増）となりました。

(※1) 出所 株式会社電通「2024年 日本の広告費」

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### (メディア事業)

メディア事業の当連結会計年度におきましては、経営資源の配分を見直し、過去の実績及び知見を踏まえて、相対的に成功確率の高いゲームジャンルに集中したことにより、スマートフォンゲームアプリにおける開発・運用体制の再構築が進みました。その成果として、当期には2つのタイトルがApp Store及びGoogle Play（無料ゲーム）ランキングで第1位を獲得しており、ヒットタイトル創出における再現性の向上にもつながっております。これらの上位タイトルが業績を牽引したほか、第1位獲得には至らなかった複数のタイトルについても一定のプレゼンスを示し、業績に寄与いたしました。

画像メーカーサービス「Picrew（ピクルー）」につきましては、通期において前期比で増収増益となりました。売上高は前期比19.0%増、営業利益は同27.8%増となっております。

以上の結果、売上高は34億14百万円（前期比3.3%増）、セグメント利益は3億63百万円（同82.1%増）、EBITDA（営業利益+のれん償却費+減価償却費）は4億14百万円（同60.0%増）となりました。

なお、重要指標である当連結会計年度におけるスマートフォンアプリの運用本数<sup>(※2)</sup>は245本となりました。

(※2) 運用本数とは、広告出稿による運用を伴うすべてのスマートフォンゲームアプリの本数（月平均）としております。

#### (プラットフォーム事業)

プラットフォーム事業の当連結会計年度におきましては、主力である電話占いサービス事業の売上高は概ね計画通りに進捗し、各種施策の効果により営業利益は前期比で増益となりました。

加えて、エンタメテック事業は5四半期連続で営業利益の黒字を計上しており、プラットフォーム事業全体として概ね順調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は22億21百万円（前期比0.3%減）、セグメント利益は3億33百万円（同24.8%増）、EBITDA（営業利益+のれん償却費+減価償却費）は6億38百万円（同10.1%増）となりました。

なお、重要指標である当連結会計年度における電話占いサービス事業の相談回数は、285千回となりました。

(その他)

その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。ファンクラブビジネス事業、メタバース事業、デジタルサイネージ事業、投資事業及び新規事業開発等に取り組んでおります。

その他の区分の売上構成比において中核的な位置を占めているファンクラブビジネス事業は、通期での営業黒字化を達成いたしました。収益構造の見直しによる効果が着実に定着し、収益性の改善は一過性にとどまらず、安定的な営業黒字体質へと転換しております。これにより、当該事業はグループ全体の収益基盤を下支えする存在としての役割を、より一層明確なものとしております。

投資事業においては、ポートフォリオの見直しの一環として投資有価証券の売却を複数実施し、その結果、営業外収益として計上した売却益は計5億29百万円となり、連結業績の改善に大きく寄与いたしました。

以上の結果、売上高は5億82百万円（前期比77.3%増）、セグメント損失は27百万円（前期はセグメント損失1億89百万円）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は16百万円（ソフトウェア仮勘定含む。）であり、その主なものはソフトウェア7百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当社は、2025年5月30日に運転資金確保のため株式会社りそな銀行から3億円の借入を実施いたしました。なお、当契約には財務制限条項が付与されております。財務制限条項の詳細については連結計算書類の連結注記表「6. 連結貸借対照表に関する注記 3 財務制限条項」及び計算書類の個別注記表「6. 貸借対照表に関する注記 4 財務制限条項」に記載しております。

## (4) 対処すべき課題

### ①中長期的に成長可能な事業の確立

中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現するためには、グループ企業各社に対するマネジメントを適切に実行し、グループ企業各社との連携を強化することで各事業の競争力を強化していくことが重要であると考えております。2023年4月に事業推進における意思決定の迅速化及びグループ経営機能の強化並びに将来を見据えた経営体制を構築することを目的とし、持株会社体制へ移行いたしました。一層の成長を目指し、グループ経営資源の有効活用とグループシナジーの最大化を図り、中長期的に成長可能な事業の確立に取り組んでまいります。

## ②海外における事業展開の強化

当社グループが中長期的に収益規模の拡大を目指すうえで、国内にとどまらず海外市場に向けた事業展開が重要であると考えております。主力事業であるメディア事業においては、言語に依存せず直感操作で手軽に遊べるアプリケーションの開発を複数手掛けており、さらに世界中のユーザーに親しまれるようサービス向上を目指しております。

## ③事業ポートフォリオの拡充

当社グループは、特定の事業領域に偏ることのない事業ポートフォリオの形成が重要であると考えております。メディア事業では、ハイパーカジュアルゲームアプリ等への取り組みを積極的に推進する一方で、2023年12月に株式会社テトラクロマを連結子会社化することで新しいテクノロジー及びユーザーの獲得が実現しました。その後、2024年6月には同社の画像メーカーサービス「Picrew（ピクルー）」のスマートフォンアプリ版を新規リリースする等、事業シナジーを発揮しております。

プラットフォーム事業では、既存の電話占いサービス「電話占いカリス」及び「SATORI電話占い」に加えて、2023年10月に新規リリースした「恋愛相談METHOD」が順調に成長しております。

新規事業領域では、エンタメテック領域において、推し活メッセージアプリ「B4ND」や各種オフィシャルファンクラブサービス等の収益構造の見直しによる効果が着実に定着し、収益性の改善は一過性にとどまらず、安定的な営業黒字体質へと転換しております。これにより、エンタメテック領域はグループ全体の収益基盤を下支えする存在としての役割を、より一層明確なものとしております。

引き続き、既存事業の事業領域を拡大していくとともに、新規事業開発やM&Aを慎重に実施していくことで、更なる成長を図ってまいります。

## ④優秀な人材の確保と育成

他社との競争に負けない独自性のあるサービス提供を行い、新しい収益基盤の構築を通じた事業ポートフォリオの拡充を目指すためには、専門性に優れた優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。人員計画に基づく採用活動に当たっては、当社グループの経営理念に賛同し、ともに成長しようという意欲と行動力のある人材の確保に努めてまいります。また、社内教育制度の充実を図り、社員の成長をサポートする体制を強化してまいります。

## ⑤コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

中長期的な企業価値の向上と持続的な成長の実現に向けて、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の更なる強化が重要であると考えております。経営環境の変化に対する迅速な対応、経営の透明性の確保及び健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制の充実に継続的に取り組むことに加え、当社に対する株主、顧客、ユーザー及び従業員等の各ステークホルダーからの信頼を確保し、説明責任を果たすことに努めてまいります。

#### ⑥新技術の活用

当社グループが属するスマートフォン向けゲーム業界を含むインターネット業界は、技術革新が絶え間なく行われております。このような事業環境のもと、中長期的な企業価値の向上と持続的な成長を実現していくためには、様々な新技術に適切に対応していくことが必要不可欠であると考えております。適切なリソース配分のもと、技術研究活動を行い、新技術を活用できる人材獲得・育成に努めてまいります。

#### ⑦M&Aへの対応

当社グループはデジタル領域における事業ポートフォリオの拡充を行っていく上で、M&Aの機会があった場合には、既存事業とのシナジーを考慮した上で、ターゲット企業に対して事業の評価を行い、企業価値の向上に資するM&A戦略を推進してまいります。また、買収後は、ガバナンス強化を行い早期にグループシナジーが実現できる体制を図ってまいります。成功事例のあるM&Aを主要戦略と位置付け、今後のM&Aを推進していくために、財務基盤の強化を着実に進めてまいりました。今後はこれを基盤として、次の成長フェーズに向けたM&A戦略の本格的な推進に取り組んでまいります。

#### ⑧継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において、前期まで実施していた新規事業への積極的な投資を見直し、主力事業に経営資源を集中した結果、収益性が改善し、営業利益1億95百万円、経常利益6億65百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2億30百万円を計上しました。その一方で、前期までの新規事業投資の影響等により、短期有利子負債と現金及び預金のバランスがなお十分とはいえない状況が継続しております。具体的には、短期有利子負債（短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金）が12億51百万円であるのに対し、現金及び預金は11億38百万円となっており、資金構成の改善には引き続き一定の対応が必要であると認識しております。これにより、当社グループの資金繰りに一定の懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、主力事業における安定的なキャッシュ・フローの創出を図るとともに、投資の選択と集中を徹底し、運転資金の適切な管理及び金融機関との協調を通じて、財務体質の改善に取り組んでおります。これらの施策により、資金繰りは着実に改善しており、当面の運転資金は確保されております。

以上の状況を踏まえ、当社グループは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況の解消に向けた取り組みが順調に進捗していることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

## (5) 財産および損益の状況の推移

企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2022年度 第8期	2023年度 第9期	2024年度 第10期	2025年度 (当連結会計年度) 第11期
売 上 高	5,071,918 千円	6,219,251 千円	5,861,558 千円	6,219,055 千円
経常利益又は経常損失(△)	△45,084 千円	357,368 千円	△211,751 千円	665,498 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△265,256 千円	△204,561 千円	△413,539 千円	230,425 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	△26.85 円	△20.43 円	△41.05 円	22.87 円
総 資 産	3,884,705 千円	4,995,486 千円	3,751,445 千円	3,671,802 千円
純 資 産	879,146 千円	1,745,323 千円	765,167 千円	890,187 千円
1株当たり純資産額	87.99 円	94.14 円	53.06 円	75.92 円

- (注) 1. 当社は、2023年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)、及び1株当たり純資産額については、第8期(2022年度)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
3. 第10期(2024年度)において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第9期(2023年度)に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2022年度 第8期	2023年度 第9期	2024年度 第10期	2025年度 (当期) 第11期
売 上 高	3,106,963 千円	782,631 千円	－ 千円	－ 千円
営 業 収 益	－ 千円	975,120 千円	729,559 千円	1,107,274 千円
経常利益又は経常損失(△)	△210,706 千円	338,111 千円	△326,187 千円	740,754 千円
当期純利益又は当期純損失(△)	△278,720 千円	240,467 千円	△535,833 千円	722,072 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△28.22 円	24.02 円	△53.19 円	71.67 円
総 資 産	3,527,542 千円	3,795,784 千円	3,763,021 千円	3,827,229 千円
純 資 産	960,230 千円	1,468,612 千円	939,058 千円	1,653,470 千円
1株当たり純資産額	97.20 円	143.55 円	90.37 円	162.04 円

- (注) 1.当社は、2023年5月18日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)、及び1株当たり純資産額については、第8期(2022年度)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
- 2.1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出してしております。
- 3.当社は、2023年4月1日付で会社分割を行い、持株会社へ移行いたしました。これにより第9期の経営成績等は、第8期以前と比較して大きく変動しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

会社名	資本金 又は出資金	議決権 所有割合	主要な事業内容
株式会社TT	90,000 千円	100.0 %	当社グループ各社のアプリの企画・開発・ パブリッシング・コンサルティング
株式会社テトラクローマ	10,000	100.0	画像生成サービスの運用・管理
MASK合同会社	100	100.0	国内向けアプリの運用・管理
Babangida合同会社	100	100.0	海外向けアプリの運用・管理
fty合同会社	100	100.0	ハイパーカジュアルアプリの運用・管理
株式会社ティファレト	3,000	100.0	電話占い事業の運用・管理
株式会社パルマ	9,000	100.0	メッセージアプリの企画・運営
株式会社 Digital Vision Industries	5,000	100.0	法人顧客、商業施設へのデジタルサイネー ジの販売
株式会社TeT	1,000	51.0	ファンクラブサービスの企画・運営
東京通信キャピタル合同会社	30,000	100.0	ベンチャー企業に対する投資
TT1有限責任事業組合 (注) 1, 2	81,000	100.0 (3.1)	投資関連事業
BASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合 (注) 1, 2	—	3.7 (3.7)	主に高い成長可能性を有する未上場企業に 対する投資

(注) 1. 議決権所有割合欄の( )内は、間接所有割合で内数であります。

2. 議決権比率を変えて、出資金比率を記載しております。

3. 前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社METAVERSE A CLUB及び株式会社シーカーズポートは、連結子会社である株式会社ティファレトを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。また、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社デジタルプラントは、株式会社テトラクローマを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ティファレット
特定完全子会社の住所	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー22階
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,914,969千円
当社の総資産額	3,827,229千円

### (7) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社23社及び持分法適用会社2社で構成され、メディア事業、プラットフォーム事業を主な事業として取り組んでおります。当社グループのセグメントはメディア事業、プラットフォーム事業及びその他で構成されております。なお、その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

セグメント区分	主要な会社	事業概要
メディア事業	株式会社TT 株式会社テトラクローム MASK合同会社 Babangida合同会社 fty合同会社	アプリ、メディアの運用・管理
プラットフォーム事業	株式会社ティファレット	電話占いサービスの企画・運営
	株式会社パルマ	エンタメテック企画・運用

セグメント区分	主要な会社	事業概要
その他	株式会社TeT	ファンクラブサービスの企画・運営
	株式会社 Digital Vision Industries	法人顧客、商業施設へのデジタルサイネージ等の販売
	(持分法適用関連会社) 株式会社アミザ	メタバースプラットフォームの企画・開発
	東京通信キャピタル合同会社 TT 1 有限責任事業組合 BASE Partners Fund 1 号投資事業有限責任組合	投資関連事業

#### (8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
本社	東京都港区

## (9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
メディア事業	52名（2名）	5名減（1名増）
プラットフォーム事業	29名（一名）	3名減（3名減）
その他	18名（一名）	4名減（一名）
全社（共通）	23名（一名）	4名減（一名）

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。  
2. 従業員数欄の（ ）内は外数であり、臨時従業員（アルバイト）の年間の平均雇用人員数であります。  
3. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員数であります。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23名（一名）	4名減（一名）	41.7歳	4.4年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、他社への出向者は含んでおりません。  
2. 従業員数欄の（ ）内は外数であり、臨時従業員（アルバイト）の年間の平均雇用人員数であります。

## (10) 主要な借入先（2025年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	1,024,169千円
株式会社みずほ銀行	203,540千円
株式会社静岡銀行	100,000千円
株式会社横浜銀行	60,400千円
株式会社千葉銀行	50,000千円
株式会社商工組合中央金庫	34,275千円

## 2. 会社の株式に関する事項

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 40,000,000株          |
| (2) 発行済株式の総数 | 10,074,422株 (自己株式0株) |
| (3) 株主数      | 5,323名               |
| (4) 大株主      |                      |

株 主 名	持株数	持株比率
株式会社トラストホールディングス	2,161,954 株	21.46 %
BNP PARIBAS SYDNEY / 2 S / JAS DE C / DIVERSIFIED GLOBAL SHARE T RUST / TAXABLE	500,500	4.97
株式会社monolice	456,500	4.53
株式会社SBI証券	404,316	4.01
古屋 佑樹	385,400	3.83
楽天証券株式会社共有口	213,200	2.12
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	166,004	1.65
カンダ ヒロヤ	148,600	1.48
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	139,000	1.38
CGMI PB CUSTOMER ACCOUNT	111,496	1.11

(注) 当社は自己株式を保有していないため、持株比率の計算において控除すべき株式はありません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における当社役員の新株予約権の状況

##### ①第3回新株予約権

- ・新株予約権の数  
1,173個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式11,730株（新株予約権1個につき10株）
- ・当社役員の保有状況

	行使価額	行使期限	個数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	400円	2021年12月1日 ～2031年11月28日	773個	1名
取締役（監査等委員）	400円	2021年12月1日 ～2031年11月28日	400個	3名

- (注) 1. 2020年8月29日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の種類及び数」、「行使価額」が調整されております。
2. 2023年5月18日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の種類及び数」、「行使価額」が調整されております。

##### ②第8回新株予約権

- ・新株予約権の数  
1,630個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式163,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・当社役員の保有状況

	行使価額	行使期限	個数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	1,158円	2023年8月18日 ～2033年8月17日	1,510個	3名
社外取締役（監査等委員を除く。）	1,158円	2023年8月18日 ～2033年8月17日	120個	1名

③第10回新株予約権

- ・新株予約権の数  
2,350個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式235,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・当社従業員の保有状況

	行使価額	行使期限	個数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	575円	2027年4月1日 ～2032年3月31日	2,350個	3名

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

第10回新株予約権

- ・新株予約権の数  
890個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式89,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・当社使用人等への交付状況

	行使価額	行使期限	個数	交付者数
当社使用人	575円	2027年4月1日 ～2032年3月31日	690個	15名
子会社の役員	575円	2027年4月1日 ～2032年3月31日	200個	1名

(注) 当社使用人等には、取締役兼務者は含んでおりません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
外川 穰	取締役会長	株式会社ブリーチ 社外取締役 basepartners2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員
古屋 佑樹	代表取締役社長執行役員CEO (最高経営責任者)	
赤堀 政彦	取締役執行役員CFO (コーポレート統括部責任者)	株式会社グローバルウェイ 取締役 (監査等委員)
塚本 信二	取締役	米パーセフォニ Global Chief Commercial Officer 本社最高商務責任者兼アジア太平洋地区プレジデント
芝崎 香琴	取締役 (常勤監査等委員)	
高橋 由人	取締役 (監査等委員)	株式会社セレス 社外取締役 (監査等委員) 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ 顧問
串田 規明	取締役 (監査等委員)	株式会社マクアケ 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役塚本信二氏、芝崎香琴氏、高橋由人氏及び串田規明氏は、社外取締役であります。  
 2. 社内における情報の的確な把握、内部監査室との連携など監査等委員会の活動の実効性を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。  
 3. 監査等委員芝崎香琴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査等委員串田規明氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当社は、取締役塚本信二氏、芝崎香琴氏、高橋由人氏及び串田規明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

取締役塚本信二氏、芝崎香琴氏、高橋由人氏及び串田規明氏は当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

### ① 被保険者の範囲

当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役であります。

### ② 保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用、社内調査費用等について、当該保険契約により補填されます。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については、補填の対象外としています。なお、保険料は全額当社負担となっております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本号において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を、監査等委員及び社外取締役による確認を経て、2022年3月28日開催の当社取締役会において決議しております。

当社は、取締役の報酬額の算定にあたっては、優秀な人材の獲得・保持が可能となる報酬水準とするとともに、業績を勘案し、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬であって、職責と成果に基づく公平かつ公正な報酬とすることを基本方針としております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、監査等委員及び社外取締役からの意見が尊重されていることから、決定方針に沿うものであると取締役会が判断いたしました。

##### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2022年3月28日開催の定時株主総会決議において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額 20,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は8名（うち社外取締役は2名）です。

また、2023年3月30日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、上記の報酬枠とは別枠で年額50,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は4名（うち社外取締役は1名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年3月28日開催の定時株主総会決議において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、2023年3月30日開催の定時株主総会において、監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として、上記の報酬枠とは別枠で年額3,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

取締役（監査等委員を除く。）	4名	69,720千円	（うち社外	1名	2,400千円）
----------------	----	----------	-------	----	----------

取締役（監査等委員）	3名	14,970千円	（うち社外	3名	14,970千円）
------------	----	----------	-------	----	-----------

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先との関係

取締役塚本信二氏は、米パーセフォニ Global Chief Commercial Officer 本社最高商務責任者兼アジア太平洋地区プレジデントであります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役（監査等委員）高橋由人氏は、株式会社セレスの社外取締役（監査等委員）及び株式会社エグゼクティブ・パートナーズの顧問であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役（監査等委員）申田規明氏は、株式会社マクアケの社外取締役（監査等委員）であります。兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

### ② 当該事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況等
取締役 塚本信二	当事業年度において開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。経営・マネジメント経験と見識を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から助言を行っております。
取締役（監査等委員） 芝崎香琴	当事業年度において開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 高橋由人	当事業年度において開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。経営から独立した立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 申田規明	当事業年度において開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49,500千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49,500千円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っておりません。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、あるいは監査品質、独立性、監査能力等の観点から職務を適切に遂行することが困難と判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に上程する方針です。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

#### (あ) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社及び子会社は、透明性の高い健全な経営を実現するべく、取締役・使用人が国内外の法令、社内規程、社会常識、モラル等のルールを遵守した行動をとるためのコンプライアンス体制を確立する。
  - ロ. このコンプライアンス意識の徹底のため、代表取締役社長、コーポレート統括部管掌取締役及び委員長たる代表取締役社長が指名する者で構成され、監査等委員である取締役の出席（常勤監査等委員である取締役は必ず出席するものとし、非常勤監査等委員である取締役は必要に応じた出席）のもと開催されるコンプライアンス委員会及びコンプライアンス管理者が各事業部門と連携をとりつつ、コンプライアンス体制整備を全社横断的に実施する。
  - ハ. 内部通報制度の運用により、当社グループのコンプライアンス問題を早期に発見し、調査、是正措置を行うことで、問題の再発防止に努める。
  - ニ. 監査等委員である取締役及び内部監査室は連携してコンプライアンス体制を監査し、定期的に取り締り役会及び監査等委員会に報告する。
  - ホ. 社外取締役の招聘とその役割の発揮により、経営の透明性と公正な意思決定を実施する。
  - ヘ. 取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、取締役間相互に業務執行を監督する。監査等委員は取締役会に出席し取締役の業務執行を監査する。
  - ト. 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
  - チ. 反社会的勢力及び団体との関係を常に遮断し、被害の防止とステークホルダーの信頼を損なわぬよう役員・従業員は行動する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書をはじめその職務の執行に係る重要な情報を法令及び文書管理規程に基づき適切に保存及び管理する。
  - ロ. 取締役がこれらの文書等を常時閲覧できる環境を維持する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
  - イ. リスク管理規程等を策定し、リスク状況の把握とその適切な評価に努めるとともに緊急体制の整備を図り、迅速かつ効果的なリスク体制を整備する。

- ロ. 当社グループの事業性を踏まえ、個人情報保護規程、情報セキュリティ管理規程等を定め、当該規程等の環境変化に対応した更新・改正や教育等を行うものとする。
- ハ. 監査等委員会及び内部監査室は、連携して各部門のリスク管理状況を監査、定期的に、又は必要に応じて、取締役会に報告する。
- 二. 大規模地震や火災等による当社基幹システムの停止、当社グループのステークホルダーの健康・安全に関わる事故の発生、社内又は社外に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長を室長とする緊急事態対策室を設置し、迅速かつ適切な対応のもと、損失、危険の最小化に図る。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 原則月1回の取締役会、また必要に応じて臨時取締役会及び常務会を開催し、取締役の情報共有と業務に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行う。
  - ロ. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等により取締役の職務執行に関する権限及び責任を定める。また、必要に応じて見直しを行う。
  - ハ. IT技術を活用したワークフロー、TV会議、情報共有、情報管理等の各システムを活用することで、意思決定プロセスの迅速化、簡素化を図る。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
  - イ. 当社の内部監査室は当社及び子会社各社の内部監査を実施する。
  - ロ. 子会社の事業展開及び事業計画の進捗を把握・管理するために、当社が定める関係会社管理規程に基づき当社に事前の承認・報告をする事項を定める。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - イ. 監査等委員会は、監査等委員会の指揮命令に服する使用人を置くことを取締役会に対して求めることができる。
  - ロ. 当該使用人の人事異動及び考課は、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑦ 当社取締役、使用人、当社グループ取締役等が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - イ. グループ会社の役職員は、監査等委員会の要請に応じ、その職務遂行に関する事項の報告を行う。
  - ロ. グループ会社の役職員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は重大な法令若しくは社内ルールの違反を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告を行う。
  - ハ. 前記報告を行った当社グループ役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
  - 二. 内部通報制度の運用状況について定期的に監査等委員会に報告を行う。

- ⑧ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - イ. 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又はその償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制
  - イ. 監査等委員会は、代表取締役及び他の取締役との間で定期的に意見交換を行う。
  - ロ. 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と連携し、実効的に監査を行うことができる体制を確保する。

(い) 運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用として実施している主要な取り組みは、次のとおりであります。

- ① コンプライアンスに関する取り組み
  - 法令を遵守し、社会的良識に従った健全な企業活動を行うことを当社全体で共有し、周知徹底を図っております。
- ② リスク管理に関する取り組み
  - コンプライアンス委員会において、当社の取り組むべきリスクを特定したうえで、その低減措置を講じる活動を実施しております。
- ③ 経営の健全性・効率性向上に関する取り組み
  - イ. 中期経営計画及び年度予算を策定し、各部門に経営資源・権限の適切な配分を行ったうえで、重要な業務執行の状況については取締役会等に報告しております。
  - ロ. 役員の担当業務及び各部門等の担当業務及び権限を明確に定めることなどにより、意思決定と業務執行の適正化・迅速化を図っております。
- ④ 内部監査に関する取り組み
  - 年度監査計画に基づき、社内各部門及び子会社のコンプライアンス、リスク管理及び経営の効率性等について定期的な監査を行っております。
- ⑤ 監査等委員会の監査に関する取り組み
  - 監査等委員は、取締役会及び常務会等の重要会議への出席、社外取締役を含む全ての取締役との意見交換、及び重要書類の閲覧等を行っております。また、会計監査人及び内部監査室と連携を図り、監査を効果的かつ効率的に実施できるように努めております。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,067,990</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,094,703</b>
現金及び預金	1,138,621	買掛金	185,570
売掛金	776,353	未払金	478,916
貯蔵品	4,852	短期借入金	399,600
前払費用	76,219	1年内返済予定の長期借入金	851,836
暗号資産	11,020	未払法人税等	60,022
その他	70,494	契約負債	61,011
貸倒引当金	△9,572	未払費用	4,592
		預り金	17,832
<b>固定資産</b>	<b>1,603,812</b>	ポイント引当金	11,798
<b>有形固定資産</b>	<b>43,814</b>	その他	23,524
建物	32,002	<b>固定負債</b>	<b>686,911</b>
工具器具備品	11,812	長期借入金	420,157
<b>無形固定資産</b>	<b>1,142,870</b>	資産除去債務	29,216
のれん	483,289	繰延税金負債	237,537
商標権	566,363	<b>負債合計</b>	<b>2,781,614</b>
顧客関連資産	48,990	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	27,128	<b>株主資本</b>	<b>765,399</b>
ソフトウェア仮勘定	17,098	資本金	613,276
<b>投資その他の資産</b>	<b>417,127</b>	資本剰余金	142,491
投資有価証券	130,609	利益剰余金	9,630
関係会社株式	9,197	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△556</b>
出資金	21,428	為替換算調整勘定	△556
敷金及び保証金	164,859	<b>新株予約権</b>	<b>26,396</b>
繰延税金資産	78,343	<b>非支配株主持分</b>	<b>98,949</b>
その他	12,689	<b>純資産合計</b>	<b>890,187</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,671,802</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,671,802</b>

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		6,219,055
売上原価		1,387,596
売上総利益		4,831,458
販売費及び一般管理費		4,635,946
営業利益		195,512
営業外収益		
受取利息	1,027	
受取配当金	0	
為替差益	12,632	
投資有価証券売却益	529,262	
償却債権取立益	2,529	
その他	3,743	549,196
営業外費用		
支払利息	28,436	
借入手数料	4,515	
投資有価証券評価損	16,186	
投資事業組合運用損	5,864	
投資有価証券売却損	430	
持分法による投資損失	7,902	
貸倒引当金繰入額	6,040	
事業撤退損	6,333	
その他	3,499	79,209
経常利益		665,498
税金等調整前当期純利益		665,498
法人税、住民税及び事業税	104,375	
法人税等調整額	△114,475	△10,099
当期純利益		675,598
非支配株主に帰属する当期純利益		445,173
親会社株主に帰属する当期純利益		230,425

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益 累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	為替換 算調整 勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	613,246	142,461	△220,622	△171	534,912	△414	△414	34,117	196,552	765,167
当期変動額										
新株の発行 (新株予約権の 行使)	30	30	-	-	61	-	-	-	-	61
親会社株主に帰 属する当期純利 益	-	-	230,425	-	230,425	-	-	-	-	230,425
自己株式の消却	-	△171	-	171	-	-	-	-	-	-
利益剰余金から 資本剰余金への 振替	-	171	△171	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)	-	-	-	-	-	△142	△142	△7,721	△97,602	△105,465
当期変動額合計	30	30	230,253	171	230,486	△142	△142	△7,721	△97,602	125,020
当期末残高	613,276	142,491	9,630	-	765,399	△556	△556	26,396	98,949	890,187

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

- |           |   |
|-----------|---|
| ①連結子会社の数  | 23社   |
| ②連結子会社の名称 | 株式会社TT<br>株式会社テトラクローマ<br>東京通信キャピタル合同会社<br>株式会社TeT<br>株式会社Digital Vision Industries<br>株式会社パルマ<br>TT 1 有限責任事業組合<br>BASE Partners Fund 1号投資事業有限責任組合<br>株式会社ティファレット<br>TT TECH COMPANY LIMITED<br>MASK合同会社<br>fty合同会社<br>Babangida合同会社<br>inQ合同会社<br>O3合同会社<br>ONIGIRI GAMES合同会社<br>KOTATSU Lab合同会社<br>KARAAGE GAMES合同会社<br>THUNT合同会社<br>JAYKEI GAMES合同会社<br>CHICKEN SKIN合同会社<br>SVF Service合同会社<br>MAKURU合同会社 |

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社METAVERSE A CLUB及び株式会社シーカーズポートは、連結子会社である株式会社ティファレトを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社デジタルプラントは、株式会社テトラクローマを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

## 2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 2社

主要な会社等の名称

株式会社アミザ

## 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社であるTT TECH COMPANY LIMITEDの決算日は9月30日ですが、連結計算書類作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

## 4 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### ② 棚卸資産

貯蔵品については、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～15年
工具器具備品	3～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

顧客関連資産	5年
商標権	7～12年
自社利用のソフトウェア	5年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ポイント引当金	顧客に付与したポイントの使用に備えるため、過去の使用実績率に基づき、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（4年～9年）にわたり、定額法により償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(メディア事業)

メディア事業は、国内及び海外向けカジュアルゲームアプリ、ハイパーカジュアルゲームアプリの運用、管理を行う事業等であります。主な履行義務は、自社アプリに顧客の広告を掲載することであり、当該アプリ利用者が広告をクリック等した時点で、顧客が設定したクリック料金に基づき収益を認識しております。

(プラットフォーム事業)

プラットフォーム事業は、「電話占いカリス」及び「SATORI電話占い」の企画、運営を行う事業等であります。「電話占いカリス」及び「SATORI電話占い」の主な履行義務は、顧客の依頼により電話占いを行うことであり、当該電話占いが終了した時点で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

## 2. 追加情報

(資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 2018年3月14日)に従った会計処理を行っております。

なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

### (1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
保有する暗号資産	11,020千円

### (2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

#### ①活発な市場が存在する暗号資産

	当連結会計年度 (2025年12月31日)	
種類	保有数 (単位)	連結貸借対照表計上額
ビットコイン	0.79410084BTC	11,020千円

#### ②活発な市場が存在しない暗号資産

	当連結会計年度 (2025年12月31日)	
種類	保有数 (単位)	連結貸借対照表計上額
ニッポンアイドルトークン	9,149 千NIDT	0千円
グローバルエンターテインメントトークン	9,149 千GET	0千円

(注) 上記には一部ロックアップ分を含みます。

## 3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 5. 会計上の見積りに関する注記

のれん、商標権及び顧客関連資産の評価

### ① 当連結会計年度計上額

当連結会計年度において連結計算書類に計上した金額のうち株式会社ティファレトに係る金額は以下のとおりであります。

のれん	387,282 千円
商標権	524,244 千円
顧客関連資産	32,790 千円

### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、2021年12月期において株式会社ティファレトの株式を100%取得し、取得原価の配分を行っております。

当該のれん、商標権及び顧客関連資産について、取得原価のうちこれらに配分された金額が相対的に多額であるため、減損の兆候が存在すると判断しましたが、これらの資産に関連する事業から生じる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当連結会計年度において減損損失の認識をしておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの見積り額は、ティファレト社の事業計画に基づいて見積もっております。これには、一定の売上高の成長率等の仮定に基づく将来の見積りが含まれます。

これらの将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類における、のれん、商標権及び顧客関連資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 6. 連結貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産の減価償却累計額	44,090 千円
2 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
消去されている連結子会社株式	2,439,409 千円
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	238,540 千円
長期借入金	70,000 千円

### 3 財務制限条項

・株式会社みずほ銀行との金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されております。

当連結会計年度末における1年内返済予定の長期借入金203,540千円については、以下のとおり財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。

- ①2021年12月期以降（2021年12月期を含む。）の各決算期末の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額を、直前の決算期末における連結の貸借対照表上の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。
- ②2021年12月期以降（2021年12月期を含む。）の各決算期末における連結の損益計算書に示される経常損益が損失となった場合には、当該翌決算期末における連結の損益計算書に示される経常損益が損失となる状態を生じさせないこと。

上記いずれかの条項に抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。なお、当連結会計年度において財務制限条項に抵触しておりません。

・株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されております。

当連結会計年度末における1年内返済予定の長期借入金477,500千円については、以下のとおり財務制限条項が付されております。

- ①決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ②決算期における連結の損益計算書に示される営業損益を損失としないようにすること。
- ③決算期の末日における連結の貸借対照表における有利子負債を当該決算期における株式会社ティファレットの単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローで除した値を0以上8.0以下に維持すること。
- ④決算期の末日における株式会社ティファレットの単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローの金額を300百万円以上に維持すること。

上記いずれかの条項に抵触した場合、原契約の利率に0.4%を上乗せした利率を適用することができる契約になっております。2022年12月期において財務制限条項に抵触しており2023年12月期から2025年12月期まで上乗せした利率が適用されております。ただし、当該条項に抵触した場合でも、金利が変更になるのみで、期限の利益を喪失するものではありません。

・株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されております。

当連結会計年度末における1年内返済予定の長期借入金35,000千円及び長期借入金70,000千円については、以下のとおり財務制限条項が付されております。

- ①決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ②決算期における連結の損益計算書に示される経常損益を損失としないようにすること。
- ③2024年12月期以降の各事業年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における有利子負債を当該決算期における連結のEBITDAで除した値を0以上4.5倍以下に維持すること。
- ④2024年12月期以降の決算期の末日における株式会社テトラクローマの単体の損益計算書に示されるキャッシュ・フローの金額を35百万円以上に維持し、株式会社東京通信グループに35百万円以上の配当を行うこと。

上記いずれかの条項に抵触した場合、原契約の利率に0.6%を上乗せした利率を適用することができる契約になっております。2024年12月期において財務制限条項に抵触しており2025年12月期は上乗せした利率が適用されております。ただし、当該条項に抵触した場合でも、金利が変更になるのみで、期限の利益を喪失するものではありません。

・株式会社りそな銀行との金銭消費貸借契約には財務制限条項が付されております。

当連結会計年度末における1年内返済予定の長期借入金100,000千円及び長期借入金141,669千円については、以下のとおり財務制限条項が付されております。

- ①2025年12月期以降の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。
- ②2025年12月期以降の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益を2期連続して損失としないようにすること。
- ③2025年12月期以降の決算期の末日における連結の貸借対照表における純有利子負債を当該決算期における連結のEBITDAで除した値を0以上4.0以下に維持すること。

上記いずれかの条項に抵触した場合、借入先の要求に基づき借入元本金額のうち100百万円を期限前弁済する契約になっております。なお、当連結会計年度において財務制限条項に抵触しておりません。

#### 4 保証債務等

本社事務所の差入保証金163,675千円について、りそな決済サービス株式会社及び本社事務所賃貸人との間で代預託契約を締結しており、当該契約に基づき、りそな決済サービス株式会社は、本社事務所賃貸人に対して差入保証金相当額163,675千円を当社に代わって預託しております。当社は本社事務所賃貸人がりそな決済サービス株式会社に対して負う当該預託金の返還債務を保証しております。

また、当社はりそな決済サービス株式会社が代預託の資金として、株式会社りそな銀行から借り入れた163,675千円に対して、債務保証を行っております。

### 7. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

### 8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	10,074,270株	350株	198株	10,074,422株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 350株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少 198株

#### 2 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

#### 3 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

普通株式 374,800株

## 9. 金融商品に関する注記

### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は自己資金からの充当、銀行等金融機関からの借入れによっております。また一時的な余資は安全性の高い金融商品で保有しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当社グループの与信管理規程に沿い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握いたしております。外貨建ての営業債権は為替リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に本社の賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金並びに未払金はほとんど1年以内の支払期日であります。外貨建ての営業債務は、為替リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に基づき、営業債権について、取引開始時における与信調査、取引開始以降の回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の見直し等を行っております。敷金及び保証金は、賃貸借契約に際し差入れ先の信用状況を把握するとともに、適宜差入れ先の信用状況の把握に努めております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各事業部からの報告に基づきコーポレート統括部が適時に資金繰計画を作成・更新する方法により、流動性リスクを管理するとともに、また当座貸越契約枠を主要取引銀行との間に設定して手元流動性を確保しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	164,859	121,110	△43,748
資産計	164,859	121,110	△43,748
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,271,993	1,271,878	△114
負債計	1,271,993	1,271,878	△114

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」「預り金」「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等 (※1)	130,609
関係会社株式 (※1)	9,197
出資金 (※1)	80
投資事業有限責任組合への出資金 (※2)	21,348

(※1) 市場価格がないことから、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 投資事業有限責任組合への出資金は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

### 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,138,621	—	—	—
売掛金	776,353	—	—	—
敷金及び保証金(※3)	161	—	—	164,698
合計	1,915,136	—	—	164,698

(※3) なお上記の敷金及び保証金は「6. 連結貸借対照表に関する注記4 保証債務等」に記載のとおり代預託契約を行っております。

### 4. 短期借入金及び長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	851,836	420,157	—	—
短期借入金	399,600	—	—	—
合計	1,251,436	420,157	—	—

### 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	121,110	－	121,110
資産計	－	121,110	－	121,110
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	－	1,271,878	－	1,271,878
負債計	－	1,271,878	－	1,271,878

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	メディア事業	プラット フォーム事業	その他	合計
顧客との契約から 生じる収益	3,414,476	2,221,669	582,908	6,219,055
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	3,414,476	2,221,669	582,908	6,219,055

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約負債の残高等

契約負債は、主に顧客との契約に基づく支払条件により顧客から受け取った前受金であり、契約負債の残高は連結貸借対照表に記載のとおりであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首の契約負債残高に含まれていた金額は67,437千円であります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	75円92銭
1株当たり当期純利益	22円87銭

## 12. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- 1 当該資産除去債務の内容  
本社等事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
- 2 当該資産除去債務の金額の算定方法  
使用見込期間を15年と見積り、割引率は使用見込期間に対応する国債を参考に合理的に考えられる利率により、資産除去債務の金額を計算しております。
- 3 資産除去債務の総額の期中における増減内容

期首残高	28,992	千円
資産除去債務の履行による減少額	-	//
時の経過による調整額	223	//
期末残高	29,216	千円

(注) 当期末残高は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

固定負債「資産除去債務」	29,216	千円
--------------	--------	----

## 13. その他の注記

該当事項はありません。

## 14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>718,144</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,748,663</b>
現金及び預金	395,271	短期借入金	399,600
売掛金	68,592	関係会社短期借入金	296,735
貯蔵品	60	1年内返済予定の長期借入金	840,580
前払費用	17,481	未払金	175,323
関係会社短期貸付金	622,551	未払費用	1,063
預け金	425	未払法人税等	7,551
暗号資産	11,020	未払消費税等	10,265
その他	110,636	預り金	17,543
貸倒引当金	△507,896		
<b>固定資産</b>	<b>3,109,084</b>	<b>固定負債</b>	<b>425,095</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>34,763</b>	長期借入金	395,879
建物	28,556	資産除去債務	29,216
工具器具備品	6,206		
<b>無形固定資産</b>	<b>4,263</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,173,758</b>
ソフトウェア	4,263		
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,070,058</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	2,957	<b>株主資本</b>	<b>1,632,486</b>
関係会社株式	2,859,785	<b>資本金</b>	<b>613,276</b>
関係会社出資金	38,669	<b>資本剰余金</b>	<b>610,276</b>
敷金及び保証金	164,698	資本準備金	610,276
長期前払費用	3,690	<b>利益剰余金</b>	<b>408,932</b>
繰延税金資産	257	その他利益剰余金	408,932
その他	0	繰越利益剰余金	408,932
		<b>新株予約権</b>	<b>20,984</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,827,229</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,653,470</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,827,229</b>

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
<b>営業収益</b>		<b>1,107,274</b>
<b>営業費用</b>		<b>440,215</b>
<b>営業利益</b>		<b>667,058</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	13,880	
投資事業組合運用益	96,345	
その他	2,458	112,684
<b>営業外費用</b>		
支払利息	32,128	
貸倒引当金繰入	344	
借入手数料	4,515	
その他	1,999	38,988
<b>経常利益</b>		<b>740,754</b>
<b>税引前当期純利益</b>		<b>740,754</b>
法人税、住民税及び事業税	16,532	
法人税等調整額	2,149	18,682
<b>当期純利益</b>		<b>722,072</b>

(注) 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	613,246	610,246	－	610,246	△312,967	△312,967
当期変動額						
新株の発行 （新株予約権の行使）	30	30	－	30	－	－
当期純利益	－	－	－	－	722,072	722,072
自己株式の消却	－	－	△171	△171	－	－
利益剰余金から資本 剰余金への振替	－	－	171	171	△171	△171
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	30	30	－	30	721,900	721,900
当期末残高	613,276	610,276	－	610,276	408,932	408,932

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△171	910,352	28,705	939,058
当期変動額				
新株の発行 （新株予約権の行使）	－	61	－	61
当期純利益	－	722,072	－	722,072
自己株式の消却	171	－	－	－
利益剰余金から資本 剰余金への振替	－	－	－	－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	－	－	△7,721	△7,721
当期変動額合計	171	722,133	△7,721	714,412
当期末残高	－	1,632,486	20,984	1,653,470

（注）単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②その他有価証券  
市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合等に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品については、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
工具器具備品	3～15年

##### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### 3 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 4 重要な収益及び費用の計上基準

当社は持株会社であり、主な収益は、子会社からの経営指導料、業務受託料及び受取配当金であります。当社の履行義務は各子会社との契約に基づき経営指導及び業務を継続的に提供することであり、当該履行義務は一定の期間にわたり充足されることから、契約期間にわたり収益を認識しております。

なお、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

- 5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 6 グループ通算制度の適用  
当社は、単体納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式2,859,785千円（うち、株式会社ティファレト1,914,969千円）

### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は取得原価をもって帳簿価額としておりますが、市場価格のない株式等については、当該株式の発行会社の財政状態悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上しております。関係会社株式の評価の見積りに用いる実質価額は、株式の発行会社の直近の計算書類、事業計画を基礎として算定しており、これらの仮定等は将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受けるため、見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

## 5. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

## 6. 貸借対照表に関する注記

1	有形固定資産の減価償却累計額	21,608	千円
2	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
	短期金銭債権	175,353	千円
	短期金銭債務	33,673	千円
3	担保に供している資産及び担保に係る債務		
①	担保に供している資産		
	関係会社株式	2,483,589	千円
②	担保に係る債務		
	1年内返済予定の長期借入金	238,540	千円
	長期借入金	70,000	千円
4	財務制限条項		
	財務制限条項については、「6. 連結貸借対照表に関する注記3 財務制限条項」をご参照ください。		
5	保証債務等		
	保証債務等については、「6. 連結貸借対照表に関する注記4 保証債務等」をご参照ください。		

## 7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

営業収益	1,107,274	千円
営業費用	800	千円

営業取引以外の取引

収益	15,285	千円
費用	4,686	千円

## 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 10,074,422株
- 2 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 一株
- 3 配当に関する事項  
該当事項はありません。

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

未払事業税	1,759	千円
貸倒引当金	160,038	//
関係会社株式評価損	164,185	//
投資有価証券評価損	5,370	//
投資事業組合投資損失否認	3,215	//
税務上の繰越欠損金	15,534	//
一括償却資産	136	//
資産除去債務	9,206	//
フリーレント賃料	6,466	//
その他	1,343	//
繰延税金資産小計	367,255	千円
評価性引当額	△359,910	//
繰延税金資産合計	7,344	千円

### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△7,087	千円
繰延税金負債合計	△7,087	千円
繰延税金資産（負債）の純額	257	千円

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社TT	(所有) 直接100	経営指導料の受取 資金の貸借 費用の立替	経営指導料の受取 ※1	173,938	売掛金	19,118
				資金の貸借 ※2	—	短期借入金 ※2	123,832
				費用の立替 ※3	—	未収入金	44,500
						立替金	190
子会社	株式会社テトラ クローム	(所有) 直接100	経営指導料の受取 配当金の受取 資金の貸借 費用の立替 債務被保証	経営指導料の受取 ※1	77,579	売掛金	9,572
				配当金の受取	96,000	—	—
				資金の貸借 ※2	—	短期借入金 ※2	28,572
				費用の立替 ※3	—	未収入金	5,046
				債務被保証 ※4	105,000	—	—
子会社	東京通信キャピタル合同会社	(所有) 直接100	経営指導料の受取 資金の貸借	経営指導料の受取 ※1	20,159	売掛金	2,083
				資金の貸借 ※2	—	短期貸付金 ※2、5	76,832

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社TeT	(所有) 直接51	経営指導料の受取 資金の貸借	経営指導料の受取 ※1	37,444	売掛金	4,184
				資金の貸借 ※2	—	短期貸付金 ※2、6	261,353
子会社	株式会社Digital Vision Industries	(所有) 直接100	経営指導料の受取 資金の貸借	経営指導料の受取 ※1	31,645	売掛金	2,973
				資金の貸借 ※2	—	短期貸付金 ※2、7	123,257
子会社	株式会社 METAVERSE A CLUB	(所有) 直接100	経営指導料の受取	経営指導料の受取 ※1、10	12,543	売掛金	—
子会社	株式会社デジタルプラント	(所有) 直接100	経営指導料の受取	経営指導料の受取 ※1、11	20,104	売掛金	—
子会社	株式会社パルマ	(所有) 直接100	経営指導料の受取 資金の貸借	経営指導料の受取 ※1	36,432	売掛金	4,017
				資金の貸借 ※2	—	短期貸付金 ※2、8	125,108

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 ティファレト	(所有) 直接100	資金の貸借 経営指導料 の受取 配当金の受取 グループ通算税 効果額 債務被保証	資金の貸借 ※2	—	短期 借入金 ※2	144,330
				経営指導料の 受取 ※1	237,299	売掛金	24,756
				配当金の受取	336,000	—	—
				グループ通算 税効果額 ※9	14,902	未収入金	35,140
				債務被保証 ※4	681,040	—	—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1. 取引条件については、役務提供の対価として交渉の上、決定しております。
2. キャッシュ・マネジメント・サービス(CMS)の契約を締結しており、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。資金の貸付・借入を繰り返し行っておりますので、取引金額の記載を省略しております。
3. 経費の立替に関しては、外部の取引業者への立替払いであり、親子間の直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しております。
4. 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、債務保証の取引金額は、期末借入金残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。
5. 短期貸付金に対し、38,170千円の貸倒引当金を計上しております。
6. 短期貸付金に対し、235,052千円の貸倒引当金を計上しております。
7. 短期貸付金に対し、103,811千円の貸倒引当金を計上しております。
8. 短期貸付金に対し、99,510千円の貸倒引当金を計上しております。
9. グループ通算税制に伴う通算税効果額の受取予定額であります。
10. 株式会社METAVERSE A CLUBは2025年11月1日を効力発生日として株式会社ティファレトを吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、関連当事者に該当しなくなりました。このため取引金額については、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。
11. 株式会社デジタルプラントは2025年11月1日を効力発生日として株式会社テトラクローマを吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、関連当事者に該当しなくなりました。このため取引金額については、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

## 2. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名又は会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	職業 又は 事業の内容	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	取引 の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	横山 佳史	—	—	当社子会社 取締役	—	業務委託 ※1	22,897	—	—
役員及 びその 近親者 が議決 権の過 半数を 自己の 計算に おいて 所有し ている 会社	合同会社 HSF	東京都 品川区	100	ITコンサルテ ィング業等	当社 子会社役員 が100%を 直接所有	業務委託 ※1	12,199	—	—
	株式会社S WRキャピ タルグルー プ	東京都 目黒区	1,000	資産管理、 投資事業等	当社 子会社役員 が100%を 直接所有	業務委託 ※1	15,300	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 取引金額は、市場実勢を参考に業務内容を勘案して交渉の上で決定しております。

## 11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

## 12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	162円04銭
1株当たり当期純利益	71円67銭

## 13. その他の注記

該当事項はありません。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社東京通信グループ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大竹 貴也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	網中 規雄

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東京通信グループの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京通信グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年2月20日

株式会社東京通信グループ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大竹 貴也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	網中 規雄

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京通信グループの2025年1月1日から2025年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

株式会社東京通信グループ 監査等委員会

監査等委員 芝 崎 香 琴 ㊟

監査等委員 高 橋 由 人 ㊟

監査等委員 申 田 規 明 ㊟

(注) 監査等委員芝崎香琴、高橋由人及び申田規明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図



### 会場

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター  
RoomA

東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階

### 交通

南北線「六本木一丁目駅」……………直結

日比谷線・大江戸線「六本木駅」……………徒歩5分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

### 株主の皆様へのお願い

- ・お土産のご用意はございません。
- ・株主総会後の株主様向け会社説明会はございません。

本総会へのご出席を控える株主の皆様におかれましては、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。なお、株主総会当日までの状況の変化により、これらの内容を変更する場合は、当社ウェブサイトに変更後の内容を掲載させていただきます。